



# 1YY CLUB

1 yen yatai club

A food truck you can rent for 1 yen.  
But you can't eat for just 1 yen.

## 京王多摩川高架下 キッチンカー利用について



## 京王多摩川駅徒歩2分の高架下に、期間限定で誕生するキッチンカースペース

これまで空き地だったこの場所が、少しずつ、けーたまのみなさんが自由に使えて、のびのび過ごせる「まちの憩いの場」に生まれ変わろうとしています。そんな未来のはじまりとして、誰でも気軽に参加できる出店できる「1YYCLUB（ワイワイクラブ）」が始まります。

1YYCLUBは、なんと出店料1円で参加できるキッチンカー企画。

「自分のお店をだしてみたい」

「新しいことに出店してみたい」

そんなまちの方々の“やってみたい”を応援する、

みんなでつくる賑わいの場です。会場には高架下の飲食スペースもご用意。

出来立てのグルメやドリンクを、その場で楽しめる気持ちのいい空間もお楽しみいただけます。

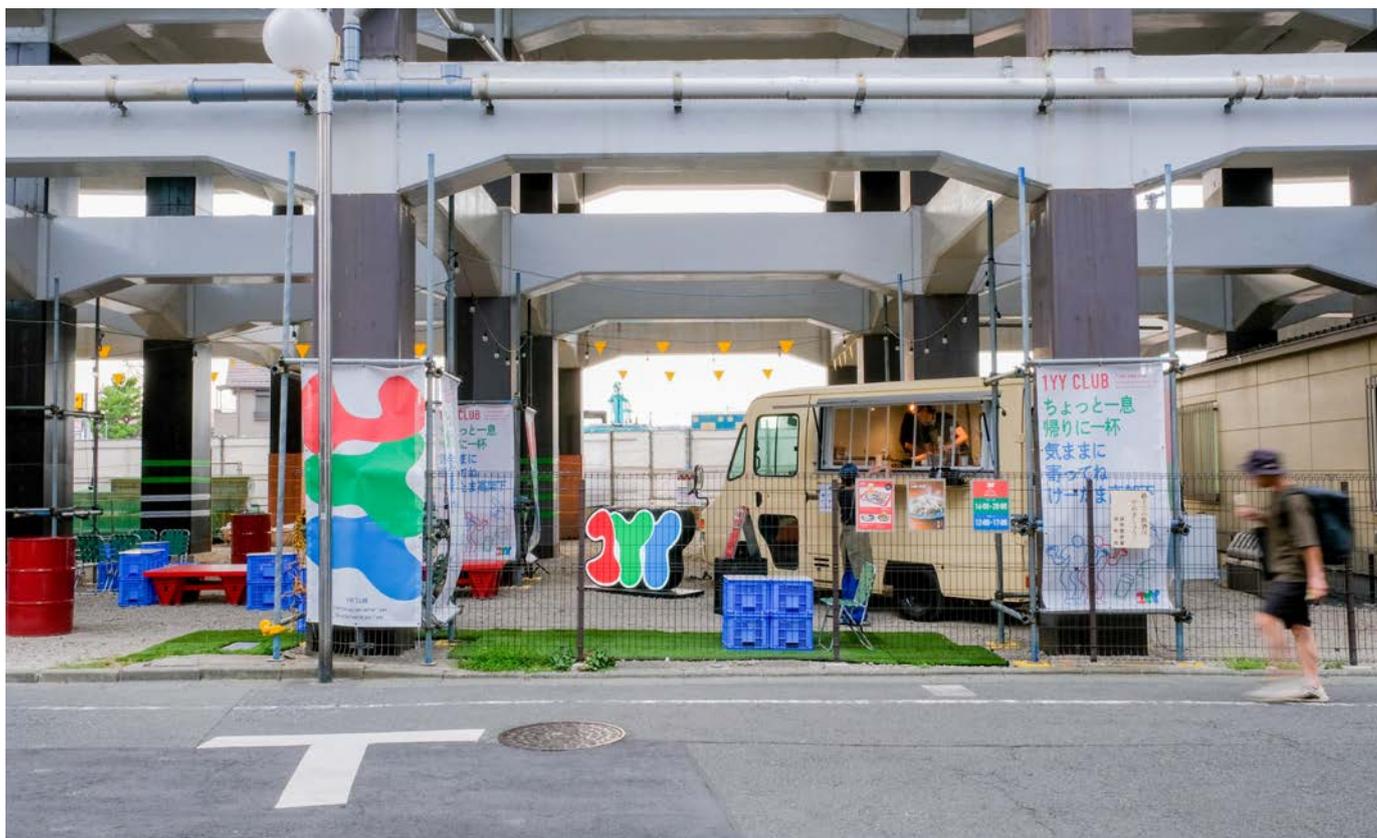


住所：東京都調布市多摩川4丁目40番2

営業可能時間：10:00～21:00 完全撤収

主催：京王電鉄株式会社、株式会社リビタ

運営：株式会社スマイルズ



## 営業可能時間

10:00 ～ 21:00 完全撤収

搬入はレンタル時間の3時間前から現地入り可能

搬出は営業終了後1時間以内でお願いいたします。

※シーズンによって変更になる場合がございます。

## 利用条件

・利用者が食品衛生責任者等を取得していること。

営業中は必ず食品衛生責任者が常駐するようにして下さい。

・利用申込時に、身分証明書・食品衛生責任者証・保険証書のコピーをご提出下さい。

※営業許可証に必要な車両図面は申し込み後にお渡しいたします。

※キッチンカー申請料は利用者にてご負担ください。

・販売品目については、事前に事務局まで申請して下さい。

・利用時間内に、準備・清掃・撤収を行って下さい。

・利用は、事前予約制になります。

・ゴミは、各自お持ち帰り下さい。

## 利用料金

1円 / 日

## 水道光熱費

2,000円 / 日

※短時間利用でも1日分の料金となります。

## クレジット手数料

売上の3.5%

※レジ用iPad、決済端末はお貸出し致します。

## ご利用に際して

### ・最低営業時間

1回の出店で最低3時間以上の営業をお願いします。

### ・長期利用について

1回の申し込みで最大3日間連続で利用可能です。

その際の営業時間は最低5時間以上 / 日をお願いいたします。

### ・継続利用について

毎週の継続利用については別途ご相談ください。

### ・車での搬入について

駐車場は近辺のパーキングを利用ください。

### ・食器 / 包材

食器は紙トレイ、紙カップを利用してください。

### ・ごみ処理

ごみ処理に関しては分別を行ってください。

## STEP 01

### 出店申し込み

---

随時応募フォームより申し込み

## STEP 02

### 利用可否のご連絡

---

申し込みより1週間程度 /  
現地にてお打ち合わせと出店のご案内

## STEP 03

### 本申し込み

---

申し込みより2週間程度 /  
利用規約の承諾・営業許可証等の提出

## STEP 04

### 出店準備

---

2週間程度 /  
商品レジ登録や告知用の写真の提供

## STEP 05

### 出店当日

---

利用規約に則り安全に運営を  
お願いします。

## STEP 06

### 精算

---

出店翌月月初  
売上より利用料金と水光熱費を指し引いた精算書をお送りします。

## 利用できる設備について

<p>キッチンカー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 200V の IH×2 台</li> <li>・ コールドテーブル</li> <li>・ 冷凍ストッカー</li> </ul> <p>※その他持ち込み機器についてはご相談ください。 ※直火は使用できません。</p>
<p>レジ周辺機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ipad</li> <li>・ レシートプリンター</li> <li>・ 決済端末</li> </ul>
<p>空間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 椅子 15 脚</li> <li>・ テーブル 15 脚</li> <li>・ 照明</li> </ul> <p>※営業終了後に消灯をお願いいたします。</p>
<p>水道について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エリアにある水道をご利用ください。</li> </ul> <p>※水以外のものは流さないようにお願いします。</p>
<p>トイレについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の公衆トイレをご利用ください。</li> </ul> 

- ・ 空間内は、全て禁煙です。
- ・ 音楽や楽器の演奏について近隣住民のご迷惑となる為、流すことはできません。
- ・ 騒音など近隣住民に十分配慮の上、ご利用下さい。
- ・ キッチンカーの利用については個人的な集まりの為や特定の方にとっての目的とした利用はできません。あくまで地域の方に開かれた誰でも参加できるイベントとしてください。
- ・ 応募については出店を確約するものではありません。お打ち合わせにて双方にて合意を得た上で判断をさせていただきます。
- ・ 高架下のため、過度な煙が出るような飲食物の提供は禁止です。また、鉄道施設の点検・補修棟のため、事前の予告なく現地に立ち入り、使用することがあることをご理解ください。
- ・ 高架下は屋根ではありません。雨風が吹き込むことがあるため、ご了承ください。

## 営業全般に関する事項

株式会社スマイルズ

阿久津

080-6863-9589

takuya-akutsu@smiles.co.jp

劉

080-8826-7936

liu-xiaoyu@smiles.co.jp

## 施設・設備に関わる事項

※または営業全般に関し上記2名に連絡がつかない場合

京王電鉄株式会社

田中

070-4915-1912

hiroto.tanaka@keio.co.jp

佐藤

070-7143-1100

taiko.sato.pat5@keio.co.jp

下記のお問い合わせフォームより問い合わせをお願いいたします。

<https://docs.google.com/forms/d/1VwJ01FtTYKuddKDWq83tS0glPrYP6lafxs17LCZcrJk/edit>



お問い合わせ  
フォーム

## 1yen yatai club キッチンカー利用規約

本規約は京王電鉄株式会社（以下「事業主」といいます。）が管理する京王多摩川高架下において、事業主が提供するキッチンカー施設（以下「本施設」といいます。）を利用して飲食店営業を希望する個人または法人（以下「申込者」といいます。）による利用申込方法および営業時の遵守事項等を定めたものです。申込者は本規約の内容を十分に理解、同意した上で出店の申し込みを行い、本施設を利用するものとします。

### 第1条（出店申込資格）

出店の申し込みは次の要件をすべて満たす法人または個人に限るものとします。

- (1) 出店場所において営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (2) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- (3) 生産物賠償責任保険等に加入している者
- (4) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

### 第2条（出店申込制限）

次のいずれかに該当する者は出店の申し込みができないものとします。また申込者は自身が以下の各号に該当するものではないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人および未成年者）
- (2) 申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (3) 法律行為を行う能力を有しない者
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされているなど、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）
- (6) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含まれます。）
- (7) 第1条の要件を満たさない者
- (8) その他事業主が不相当と認めた者

### 第3条（出店申込）

1. 申込者は別紙「出店までの流れ」に基づき、1yen yatai club 事務局（以下「事務局」といいます。）が指定する申込フォームから利用申し込みを行うとともに、以下の各号の資料（以下「出店申込資料等」といいます。）を事務局が指定する期日までに所定の方法により提出するものとします。事業主および事務局は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者（以下「出店者」といいます。）に対して出店承諾書を送付します。これにより事業主と出店者の契約が成立したものとみなします。なお申込者は出店許可の審査の是非に関する異議の申し立てをすることはできないものとします。

- (1) 営業許可証の写し
- (2) 代表者の身分証明書の写し
- (3) 食品衛生責任者手帳（確認証）（またはそれに代わる資格証明書）の写し
- (4) 生産物賠償責任保険等の保険証券の写し
- (5) 販売品目の一覧

2. 事務局は営業許可証の申請に必要なキッチンカーの車両図面を出店承諾書と合わせて申込者に送付するものとします。

## 第4条（出店条件）

出店条件は以下のとおりとします。

出店期間	(1) 申込フォームに記載した出店希望日を踏まえて事務局にて調整・決定のうえ、出店者に通知した期間とします。 (2) 1回あたり連続する3日間までの申し込みを可能とします。 (3) 毎週の継続利用については別途相談とします。
営業時間	(1) 原則 10:00 から 21:00（※）までとします。 （※）シーズンによって変更になる場合があります。 (2) 1日当たりの最低営業時間は3時間とします。ただし3日間連続で営業する場合の最低営業時間は5時間とします。 (3) 開店準備は営業開始時間の3時間前から可能とします。 (4) 21:00 までに清掃・撤収をお願いいたします。
出店区画	事務局にて決定のうえ、出店者に通知します。
利用料	(1) 本施設利用料：1日当たり1円 (2) 水道および電気使用料：1日当たり2,000円 (3) クレジット手数料：3.5%
売上金の取り扱い	(1) キャッシュレス対応のみの取り扱いとなります。 (2) 出店期間が終了した月の末日締めで翌月初めに売上および利用料を記載した精算書を事務局より出店者にメールにて送付します。 (3) 精算書を送付した月の末日までに売上金から利用料を控除した金額を出店者の指定する銀行口座に振り込みます。 なお振込は事務局から行われ、振込手数料は出店者の負担とします。 <1yen yatai club 事務局> 株式会社スマイルズ 担当：阿久津・080-6863-9589 takuya-akutsu@smiles.co.jp 劉 ・080-8826-7936 liu-xiaoyu@smiles.co.jp
その他	(1) 高架下は鉄道関連施設であることから、鉄道設備の点検・補修等のため、事前の予告なく、本施設内に立ち入ることがあります。 (2) 荷物の搬入の際の駐車場は近隣の駐車場をご利用ください。 (3) 食器、包材は紙トレイ、紙コップ等の紙製品をご利用ください。

## 第5条（販売可能な商品）

1. 出店者が販売可能な商品は営業許可証に定められた範囲内の飲食物とし、利用申し込み時に申請をしたものに限りします。
2. 賞味期限および消費期限が過ぎている飲食物またはそれらで調理したものおよび事業主および事務局が不適当と判断したものは販売禁止とします。

## 第6条（出店の中止）

1. 出店者の都合により出店を取りやめる場合は出店日の7日前までに事務局に連絡をするものとします。
2. 出店者は、出店日当日が大雨、強風、大雪などの悪天候の場合、事務局の判断で営業を中止する場合があることを、予め承諾するものとします。なおこの場合、キャンセル料は発生しないものとします。
3. 出店者が連絡なく無断で出店を取りやめた場合、以後の出店を認めないものとします。

## 第7条（出店者の遵守事項）

出店者は以下の各事項を遵守するものとします。

- (1) 本施設の管理、秩序維持、盗難防止措置、事故防止措置等を責任を持って行うこと
- (2) 出店および販売行為に関連して発生した事故・苦情等に対しては、出店者の責任と負担により解決するものとし、事業主および事務局には一切迷惑をかけること

- (3) 法令が定める各種申請・届出および必要な資格者の設置は、利用者の責任と負担で実施すること
- (4) 生産物賠償責任保険等に参加すること
- (5) 営業中は、本施設に必ず食品衛生責任者を常駐させること
- (6) 水道は屋外の給水設備を利用すること
- (7) 不時の災害や事故等に備え、本施設の利用前に消火設備等を確認すること
- (8) 営業終了後にゴミを持ち帰ること
- (9) その他、不明点は事務局と相談の上、事務局の指示に従うこと

## 第8条（禁止事項）

出店者は以下の各号に該当する行為を行わないものとします。なお出店者が以下の各号の行為を行ったと事業主または事務局が判断した場合、出店者は直ちに出店許可が取り消される場合があることを予め了承するものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 周辺住民、利用者や他出店者等に迷惑または不快感を及ぼすおそれのある言動および行為（音楽、楽器の演奏を含みます。）
- (3) 利用申込フォーム記載の取り扱い品目以外での営業行為
- (4) 本施設を汚損、破損等させるおそれのある行為
- (5) 裸火直火の使用（鉄道高架下のため、過度な煙がでるような行為は禁止です。）
- (6) 宗教活動または政治活動
- (7) 本施設または付帯設備の全部または一部へのテープ貼りや釘打ち（原状回復が可能な装飾のみ可。）
- (8) 共用部分への造作や物品等の設置もしくは放置
- (9) スモーク、臭気等の発生する装飾もしくは演出
- (10) 本施設敷地内での喫煙行為
- (11) 本施設の利用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転貸する行為
- (12) その他、管理・運営上、不適切と認められる行為

## 第9条（損害賠償）

出店者は、本施設を含む建物またはその内外の設備および備品等を破損、汚損、紛失等をし、事業主、事務局または第三者に損害を与えた場合は速やかに事務局にその旨を連絡するとともに、その損害を賠償するものとします。

## 第10条（免責事項）

1. 本施設の利用に伴う出店者の事業等は、事業主とは経営が異なるものであり、人身事故、物品等の盗難・破損事故、食中毒等の全ての事故および第三者とのトラブルについては、出店者の責任と負担により解決するものとし、事業主および事務局は一切の責任を負わないものとします。
2. 大雨、強風、大雪などの悪天候を理由として営業を中止する場合、事業主および事務局は当該中止による出店者の損失については一切の責任を負わないものとします。
3. 天災地変、法令の改廃・制定、関係各省庁からの指導・処分、その他、事業主の責に帰さない事由により本施設の利用が中止された場合、事業主は当該中止による出店者の損害については一切の責任を負わないものとします。

## 第11条（原状回復）

1. 出店期間が終了したとき、または出店許可が取り消されたときは、出店者は自己の責任と負担により、出店期間終了日または事務局が指定する期日までに、持ち込まれた備品、食材等を撤去し、本施設を現状に回復するものとします。
2. 出店者は、自己の責任において本施設を清掃し、ごみ等の処分を行うものとします。

## 第12条（権利義務の譲渡等の禁止）

事業主、事務局および出店者は、他方当事者の事前の書面による承諾を得ずして、本規約により生ずる権利または義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保等の権利を設定し、承継しないものとします。

## 第13条（解除）

1. 事業主および事務局は出店者が次の各号のいずれかに該当した場合には、出店者に何らの通知もしくは催告することなく本規約に基づく出店を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項について違反をし、催告したにもかかわらず相当の期間以内に当該違反が是正されない場合
  - (2) 本規約の各条項について重大な違反をした場合
  - (3) 事業主および事務局の信用を著しく毀損しまたは毀損するおそれのある行為をした場合
  - (4) 法令に違反した場合、又は違反するおそれがある行為を行った場合
  - (5) 本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えた場合
  - (6) 本施設および周辺スペースを故意または過失により毀損した場合
  - (7) 出店者が反社会的勢力であることが判明した場合またはそのおそれがあると事業主および事務局が判断する場合
  - (8) 監督官庁より営業停止、営業免許・登録の取り消しの処分を受けた場合
  - (9) その他事業主および事務局が本規約に基づく出店を継続しがたいと判断する重大な事由が発生した場合
2. 前項に基づく本規約の解除は、第9条に基づく損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

## 第14条（本規約の変更）

1. 事業主は、事業主が必要と認める場合は、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができるものとし、申込者および出店者は予めこれを承諾するものとします。

2. 本規約の改訂は、1yen yatai club のホームページ上に告知した時点で効力を生ずるものとし、当該改訂内容の告知後、申込者および出店者が出店申込または出店を行った場合には、申込者および出店者は、本規約の変更同意したものとみなします。

## 第15条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約の解釈につき疑義を生じた場合は、当事者間の協議によりこれを解決するものとします。

## 第20条（管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年8月20日 制定

京王電鉄株式会社

1yen yatai club 事務局